



平成 24 年（行ウ）第 33 号 補助金交付決定取消請求事件

平成 24 年（行ウ）第 86 号 補助金交付差止等請求事件

原告 長瀬猛 外 2 名

被告 神戸市及び神戸市長

原告準備書面（9）

平成 25 年 2 月 18 日

（次回期日：平成 26 年 2 月 18 日）

神戸地方裁判所第 2 民事部合議 C 係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 徳永信一

第 1 朝鮮総連による不当な支配

1 教育基本法 16 条 1 項が禁じる「不当な支配」について

従前の主張の繰り返しになるが、教育基本法 16 条 1 項は改正前教育基本法 10 条を承継したものであり、同条に関し、旭川学テ最高裁昭和 51 年 5 月 21 日判決が判示している「子供が自由かつ独立の人格として成長を妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子供に植え付けるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法 26 条、13 条の規定からも許されないと解することができる」のであって、それは国家による介入に止まらず、「教育が国民の信託にこたえて右の意味において

自主的に行なわれることをゆがめるような、『不当な支配』であって、そのような支配と認められる限り、その主体のいかんを問うところではない」という点は、教育基本法 16 条 1 項の解釈としても妥当する。

朝鮮学校における教育においては、これまで述べてきたように朝鮮総連による人事面、財政面、カリキュラム構成における「事実上の支配」が歴然として存在するのであり、それが教育内容面においても誤った知識（朝鮮戦争、大韓航空爆破事件、日本人拉致事件）や一方的な観念（チュチェ思想、金日成・金正日父子の礼賛）を子供に植え付けるものとなっていることから、それが「不当な支配」に至っていることは明らかである。

2 学生少年の 2014 年迎春講演

平成 26 年 1 月 21 日産経新聞（甲 46）は「北朝鮮で平成 25 年 12 月 31 日に開かれた『学生少年 2014 年迎春公演』に日本から朝鮮学校の生徒ら 121 人が動員され、『金正恩元帥さまに最後まで従う』と忠誠を誓っていたことが国営テレビの映像や関係者の話で分かった」と報じた。

記事は、「12、13 年初めの公演に続く動員で、金正恩第 1 書記の『唯一指導』と個人崇拜に日本に住む生徒らが取り込まれていることを示しており、日本国内の朝鮮学校に対する各自治体の補助金支給の是非をめぐる議論が再燃する可能性もある」としたうえで、「在日本朝鮮人総連合会（朝鮮総連）関係者によると、東京や大阪の朝鮮初級、中級（小中）学校の児童生徒と、校長ら引率の職員を合わせ、過去最大規模の 128 人が昨年 12 月 5 日から今月 10 日に訪朝した」という。

また、「朝鮮中央テレビの映像では、公演後半に生徒らが『私の祖国は金正恩元帥さまだけだ』とたたえる歌舞を披露。『私たちの学校、（朝鮮）総連を守ってくださる金元帥さまがいらっしゃれば怖くない』と歌い上げ、『元帥さまを最後まで信じて従う愛国の柱に強く育ちます』と誓った」としている。

現在、北朝鮮は張成沢前国防副委員長らの処刑で緊迫した雰囲気の中にあるため、「張派の肅清直後だけに朝鮮総連内でも生徒らの派遣を憂慮する声

があがったというが、本国との関係維持が優先されたという」。

ところで、金正恩独裁体制を讃美する北朝鮮での迎春公演に全国の朝鮮学校の児童・生徒らが動員されていることは平成25年度も平成24年度も確認されており、平成24年1月の迎春公演では生徒らが歌劇で「（金正日）將軍様の遺訓を守り、金正恩先生だけをかたくなに信じていきます」と涙ながらに忠誠を表明していたことが判明している。

また、朝鮮学校の校長を含む学校関係者ら約20人が平成24年12月に訪朝した際、祖国への功績をたたえる勲章を授与されたほか、学校ごとに金第1書記に忠誠を誓う新年祝賀文を送っていたことも判明している。大阪府は学校側が児童らの取りまとめをしていてことから平成24年度の補助金8千万円の交付を取りやめている。（甲34）

3 総括

大阪府が補助金支給停止の根拠にあげているように毎年の迎春公演では教員ぐるみの組織的動員がなされており、朝鮮学校における教育が北朝鮮政府の指示を受けた朝鮮総連によって「事実上支配」され、かつ、チュチェ思想ないし金正恩第1書記に対する個人崇拜の「一方的観念」を無批判に刷り込むことを強要する「不当な支配」に至っていることが端的に認められる。

朝鮮総連による「不当な支配」によって朝鮮学校における教育は、教育基本法の理念に反する違法なものとなっている。それは朝鮮総連がその活動の基本理念として掲げるチュチェ思想と金正日が確立した唯一思想体系という名の金日成・金正日・金正恩と続く個人崇拜イデオロギーを生徒たちに刷り込み、強化再生産する政治的「装置」としての側面を有することは明らかである。

かかる政治的イデオロギー教育に対する支援について地方自治法232条の2が定める「公益上の必要」が認められる余地はない。

最後に原告らの基本的な姿勢を明確にするために、証人申請している萩原遼先生の意見書（甲40）を引用する。

「私は朝鮮高校の生徒諸君を非難するつもりはない。こびるつもりもな

い。私は君たちと同じ年ごろに韓国から密航してきた少年と大阪府立の定時制高校で机を並べた縁で生涯を朝鮮半島とともに生きることになった。朝鮮語を愛し、朝鮮と朝鮮人に親しんで55年たった。教育と政治は別だという意見もあるが、私はそうは思わない。誤った政治に若者の心がむしばまれるときは、大人が是正のために声をあげるべきだ。愛国心とは、ことばを覚えることから生まれると教えてくれたのは、かつて私に朝鮮語を教えてくれた朝鮮総連の先生だった。君たちが祖国を愛し、誇りとするためにも、今のゆがんだ教育から抜け出て真の民族教育、ことばと歴史と文化と祖国の先人を尊敬する教育を受ける権利が君たちにはある。そのためにはがんばってほしいと心から願う。」

以上